

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(使用済樹脂貯蔵タンク増設))【9】」

2. 日時：令和4年12月6日 16時00分～17時48分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥調査官、中川上席安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他13名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク(SRST)増設 設置変更許可申請 コメントリスト

・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の仲野です。それではこれから、伊方発電所の使用済み樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置変更許可申請のヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願いします。
0:00:12	それでは事業者の方から説明をお願いします。
0:00:18	四国電力本店トミオカでございます。
0:00:20	そしたら資料 1 コメントリストに従ってご説明をいたします。
0:00:26	まず、コメントリストのナンバー5-3 につきましてご説明いたします。ご確認事項としましては収支操作の頻度を操作時間について記載を充実化することというコメントをいただいております、
0:00:41	反映箇所といたしましては資料 2 の通し番号のページで下 14 ページから記載を追記してございます。
0:00:52	で簡単にご説明をいたします。
0:00:55	4 ポツの輸送ソーサー樹脂操作の概要についての中の 4.2. 1 のところに追記してございます。4.2. 1 は使用済み樹脂貯蔵。
0:01:07	樹脂タンクに一旦貯留した後にイシズミ実施庁タンク移送する操作の場合について記載をしているところでございます。
0:01:15	中ほどを赤文字で記載しているところでございますけれども、各脱塩等から使用済み樹脂タンクへの移送時間は 1 時間程度であり、
0:01:26	輸送頻度につきましては年に約 1 回程度の実績となっております。
0:01:32	また使用済み樹脂タンクから使用済み樹脂貯蔵タンクへの移送を、の場合については、移送時間は 3.5 時間程度であり、移送頻度は、
0:01:43	約 0.5 回パー年程度の実績となっております。
0:01:48	続きまして脱塩塔から直接、使用済み樹脂貯蔵タンクへ樹脂を輸送する場合についてでございますけれども、各脱塩塔から使用済み実質 5 タンクへの移送時間につきましては、1.5 時間程度、
0:02:02	となっております、伊勢移送頻度につきましては、年に 1 回程度という実績になってございます。
0:02:09	説明については以上でございます。
0:02:15	続きましてナンバーの 28-5 についてご説明いたします。説明者ちよつと交代いたします。
0:02:24	思考カミシマです。ご説明いたします。
0:02:27	通し番号の 160 ページに、28、A-5。
0:02:33	遮へい評価条件において使用済み樹脂に吸着した方性物質の減衰を効率よく説明することにつきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	放送部長の右側に現在見込まれます遮へい評価において保守的時間の減衰を考慮しておりません。資料にその旨追記ということで、
0:02:50	160 ページの中ほどの 2 ポツ 1 評価条件の後段の方にその旨追記してございます。
0:03:00	続きまして 28-5、タンク下階の通路部に対する放射性的影響をどのように評価しているのか。
0:03:08	説明することにつきまして、
0:03:10	タンクを増設する区画と、各階の通路部の間には十分なサノコンクリート基礎がありまして、コンクリートに十分減衰されそのケアもしていくように考えております。
0:03:21	後につきましては、通し番号 162 ページ。
0:03:25	の評価点のところもともはこちらの方に斜め 10 日に酔っ適切化に影響はないと書いておったんですけどそちらについては先ほどの 160 ページの方に移動させまして、
0:03:37	こちらには下の評価点のところ、こちらへの影響について記載をしております。
0:03:47	ご説明以上になります。
0:03:54	はい。すいません、中江原子力規制庁仲です。ちょっと今、1 点だけ
0:03:59	中断しちゃって申し訳ないんですけど、今ご説明いただいている、30 条の部分の下階への放射線影響なんですけれども、こちらって審査会合で同じ。
0:04:12	質問させていただいた内容について文章に落としていただいているのかなと思うんですけど、会合のときは土があるのでっていう話だったような気がするんです。ちょっと説明ぶりが変わっているような気がするんですけど一応念のため確認なんですけど、一応、
0:04:25	こちらの方がより詳細な説明っていうことでよろしかったですか。知久吉江と申し訳介護アノ土と申し上げたんですけども下はすぐ下土ではなくて、松内よりも遮へい濃度が高いコンクリート基礎がありまして、
0:04:40	従いの通路部まで、
0:04:42	には、5 メーター以上ですねコンクリート記者がありますので、土ではなくてコンクリートで十分遮へいされると。
0:04:49	ちょっとそちらの方に資料の方修正してございます。申し訳ございません。お願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	規制庁の中野です。土でも遮へいされるけどより遮へい能力があるコンクリートの方が代表性があるので、そちらについて記載をしているという認識でよろしかったですか。
0:05:11	ご認識の通りです。
0:05:14	そうですねおっしゃる通りです。
0:05:18	はい、承知いたしました。すいません私の方から挟んでしまいましたけれども、
0:05:28	規制庁側からこの点何かなければそのまま事業者の方で説明続けていただければと思いますけれども、
0:05:36	はい、少々お待ちください。
0:08:19	すみませんお待たせしました。慶長の奥でございます。先ほどのやりとりについてちょっと確認、教えていただきたいんですけども、
0:08:27	基本的には新しく贈呈するタンクの下はコンクリー。
0:08:31	多くの人があつてということで、通路までの途中にはたして月を取る
0:08:38	パスがあるのか或いはないのかというあたりをちょっと確認をさせていただけばと思うんですが、いかがでしょうか。
0:08:43	機構イデミシマでございます
0:08:46	通路を通るパスはですねコンクリート基礎のみを通る形で閉じ審査会合で
0:08:51	今ちょっと筒井と申し上げてしまったんですけども全部コンクリートしか通らないような、そういう形になっております。以上です。はい、わかりました。はい、了解ですありがとうございます。
0:09:02	警視規制庁仲です。
0:09:04	結局ですねその下、会合回答したのは帰ってきたので、自分が生きていて、
0:09:11	値段何となくそのこの補足説明資料を見ると何か違ってるのかいうのも、
0:09:16	一応そのための事実関係の確認のヒアリングではありつつですね何か、
0:09:21	そこが、
0:09:23	変わった経緯がわかるようにし、何だか知られた方がいいんじゃないかって気がするんですけども、例えばコメント回答のところでも少し書いておくとかですね。
0:09:35	なんか、今今のままだとその介護補助は、
0:09:39	土ですねとかって何かそういう状態になっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:44	でよくわからないけど、コンクリートなんていうのが資料が変わってみたい いな、なんかそういう経緯不明なところはちょっと残しておかないほうが いいんじゃないかなと思っていて、
0:09:52	そのの、
0:09:55	だから会合で説明が違っているようであればそ、そこはそういうことでは なくて、
0:10:01	こういうことすっていうところがこの補足説明資料に書くのかコメント回 答に書くのか
0:10:07	ここの議事要旨を残すっていうのはあるんですけど、何かそこが今の ところ、何かよくわからないっていう姿なので、
0:10:16	例えばコメント回答のところ、そういう意味で書くとかですね。
0:10:22	なんかそそういう措置はできないもんなんじゃないですか。
0:10:28	四国電力本店トミオカでございます。そしたらですねコメントリストの
0:10:36	補足説明の欄のところですね
0:10:39	その審査会合でご説明した内容と、それを訂正させていただいてコンク リートというふうな説明に代えさせていただくことを追記させていただき たいと思います。
0:10:51	そちらでいかがでしょうか。
0:10:53	若宮じゃとりあえずその案で行って見ましょうか。
0:10:57	はい。
0:10:58	そんな感じでちょっと調整をお願いいたします。
0:11:01	はい。
0:11:02	よろしくお願いします。
0:11:12	原子力規制庁の仲野です。そうしましたらこちらの部分については一旦 確認を終わらせていただいて、続けて説明をお願いいたします。
0:11:25	四国電力本店トミオカでございます。
0:11:29	そしたら、
0:11:30	現時点で我々
0:11:32	弊社はですね補正が必要と考えております。適合のための設計方針の 記載、
0:11:42	について、町外については今現在、現時点で変更が必要と考えている 箇所がですね、設置許可基準規則の第 8 条と、
0:11:55	第 9 条と第 28 条、そして第 29 条について、適合のための設計方針の 記載について、修正が必要というふうに考えてございます。
0:12:09	まず 8 条について

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:12	ご説明をいたします。
0:12:14	補足説明資料のですね通し番号を、
0:12:17	47 ページでございます。
0:12:22	こちらにつきましてはこれまでのヒアリングを踏まえまして最終的にこう いった形に修正しますという修正結果が、今現時点でお示しをしている ものでございます。
0:12:35	申請時点の申請内容とどこが変わっているのかというところについて簡 単にちょっとご説明をいたします。
0:12:44	真ん中ほど(2)の火災感知及び消火のところでございますけれども、使 用済み燃料貯蔵タンク室は、の後、使用済み樹脂貯蔵タンクが金属製 であること。
0:12:59	ごめん。
0:13:00	すいません、現時点の先生。
0:13:03	の内容につきましては新使用済み樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響 のため消火活動が困難な場所であるが、という記載がございますけれ ども
0:13:15	ここの記載を削除しようというふうに考えてございます。
0:13:20	もう少し下いったところで従ってのところの後の記載ですけれども、こ こ、今現時点では使用済み樹脂貯蔵タンクは当期採取してございま すけれども、
0:13:31	ここは使用済み樹脂貯蔵タンク出馬に修正をしたいと考えてございま す。
0:13:39	(3)の火災の影響軽減のための対策、のところでございますけれども、
0:13:45	今現時点の記載としましては、
0:13:49	後最終のところですが、3 時間以上の耐火能力の有する
0:13:54	耐火能力を有する耐火兵器に囲まれた火災区域を設定し、他の火災区 域と分離するという記載にしてございますけれども、ここの部分をです ね、
0:14:05	系統及び機器のみを機器を設置する火災区域であり、他のを火災区域 と分離する壁が 3 時間以上の耐火能力を有する耐火兵器を必要としな い。
0:14:18	というふうな記載に修正を考えてございます。
0:14:27	8 条については以上でございます。
0:14:35	続けて 9 条の方についてご説明をいたします。
0:14:42	9 条の適用のための

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:44	設計方針につきましては現時点での記載としましては、1について安全施設は新たに設置する使用済み樹脂貯蔵タンクの破損による溢水を防止する設計とすることで、発電用原子炉を施設における溢水に対して安全機能を損なわない設計とするという記載にしております。
0:15:00	こちらについて記載の充実化ををするというところでございまして、修正後の記載としましては、安全施設は新たに設置する使用済み樹脂貯蔵タンクの破損による溢水を防止する設計とするとともに、
0:15:14	機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい、小児等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等を実施する。
0:15:27	という記載を追記しまして、それ以降は現行の記載のままというところでございます。
0:15:34	2についても同様にですね設計するとともに、機器の誤作動やというところを、
0:15:41	からまた同様に追記をしているものでございます。
0:15:48	救助については簡単ですが、以上でございます。
0:15:53	規制庁中です。ちょっとこの点で確認なんですけど、破損による意思を謀臣ってのは結局、だから、
0:16:02	想定破損とか地震による破損とか幾つかの想定モードがある中で
0:16:10	地震については、Sクラス設計ということでそれはなくて想定破損も一応配管が対象なんでなくてということで、
0:16:19	該当する想定モードに対しては破損しない設計とすることからというそういう趣旨でよろしかったでしょうか。
0:16:26	四国電力、盛田でございます破損防止というのは、ご理解の趣旨で、間違いありません。1点だけちょっとだけ
0:16:38	微修正させていただきますとSクラス設計ではなくてSsに耐える設計となっておりますんで、Sクラス設計というSDが入ってきてしまうので、いただきます。以上です。
0:16:51	はい。
0:16:54	だから発生し、要求が発生した場合においてもだけど、そもそもそういう、
0:16:59	ゴトウタイ設計上の対策をとることで破損による溢水防止すると。
0:17:05	書いてるという理解。
0:17:07	と、
0:17:08	理解しました。はい。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:17	消費税にコンテンツミオカでございます。そしたら続きまして、第 28 条についてご説明いたします。
0:17:25	第 28 条につきましては、現状の記載としましては、集済み樹脂貯蔵タンクは独立した区画内に設け、同系へ漏えいを検出できる設計とすることにより、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とするという記載にしております。
0:17:40	こちらについても記載の充実化を図ることとしてございまして、ちょっと読み上げますけれども、使用済み樹脂貯蔵タンクは、貯蔵する使用済み樹脂が漏えいしがたい設計とする。
0:17:52	使用済み樹脂貯蔵タンクは使用済み樹脂の発生量を考慮して、貯蔵ができる容量とするとともに、独立した区画内に設け、漏えいを検出できる設計とすることにより、
0:18:02	放射性物質が万一漏えいした場合に適切に措置できるよう、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とするという形に記載の充実等を図ることとしてございます。
0:18:21	続きまして第 29 条につきましてご説明をいたします。29 条につきましては現状を、申請の中で記載がないところでございますけれども、
0:18:32	審査の中で 29 条の対象条文とすることになりましたので今回記載を追記するものでございます。
0:18:39	適合のための設計方針につきましては読み上げますけれども、設計基準対象施設である使用済み樹脂貯蔵タンクは、既設を含めた原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン、
0:18:52	線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値となるように設計する。具体的には実効線量で年間 50mSv を超えない設計とするというふうに記載することとしてございます。
0:19:16	当社からの当社が考える補正の内容については以上でございます。
0:19:25	原子炉規制庁の仲野です。はい。そうしましたら、補正に係るような、確認事項について私の方から何点か、まず確認させていただければと思います。
0:19:37	そうしましたらまず、4 条関係ですね、耐震の部分なので補足説明資料だと。
0:19:55	あと 33 ページのところですかね、衛藤中央下の 33 ページのところ、
0:20:01	なんですけれども、
0:20:03	現在耐震の重要度分類の関係の説明なんですけれども、今ほど空で補正の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:11	多分最終形と合わせる形になると思うんですけど、
0:20:15	説明内容だと、使用済み受傷タンクがBクラスであるっていうふうな説明だ形なってるんですけども、審査の中で、Bクラスの共振であるっていうふうに確認させていただいたと思うんですが、
0:20:28	現状の記載だとそのBクラスの共振っていうところが、読み取れなくてですね、ここで書かれてないとですね申請書の中でそのBクラスの共振であるっていうことがちょっと確認できないので、
0:20:40	この部分についてその設計方針に記載する必要があるんじゃないかなというふうに考えているところです。この点について確認させていただければと思います。
0:20:52	四国電力の平田です。
0:20:55	テンパチ本部につきましては、共振スルーについては、書かない方針としております。その理由としましては、
0:21:05	共振の恐れがあるかどうかは、こいつによって決まるものでありまして黒字の算出は、機器の先方や重量が必要となり、これらについては、詳細設計段階で確認が必要で、
0:21:20	具体的には設工認で
0:21:23	設定根拠を示した上で決まるものと考えております。なお補足説明資料では、
0:21:31	共振の恐れがあると。
0:21:34	説明いたしました、こちらにつきましては、
0:21:37	既設のSRSTと同様の設計となることが予定されていることから、
0:21:43	当社の検討段階では、
0:21:46	共振の恐れがあるだろうという意図で、
0:21:50	記載させていただいているものの、詳細設計で寸法重量等をもとに、こういう値を計算して、
0:21:58	初めて共振の恐れがあるかどうか確定するというので、テンパチ
0:22:04	には記載しない方針としております。以上です。
0:22:12	原子力規制庁の中野です。今のご説明だと設計方針についてはその詳細設計にかかるようなその重要だったり寸法だったりっていうところまで記載しないで、
0:22:24	そこで記載されないということは、共振であるかどうかっていうところの判別もできないので今のところは原発の設計方針については共振について記載をしないっていう整理としているっていう認識でよろしかったですかね。この理解でやってますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:40	四国電力平田です。ご認識の通りです。
0:22:45	はい規制庁中です。
0:22:46	焦燥末いただければと思います。
0:23:00	規制庁中です。
0:23:02	ちょっとですね、
0:23:05	あんまり、
0:23:08	これタンク単独だけの許可ってのはあんまりないっていうのは、
0:23:14	ちょっと前例がないのでなかなかわかりづらいところではあるんですけど、
0:23:20	ちょっと今のご説明だとですね補足のほうだ等、既設のタンクを踏まえると、
0:23:28	可能性があるから書いている。
0:23:31	ということで、既設のタンクは、
0:23:35	共振の恐れがあるものとして評価してらんでしたっけ。
0:23:40	四国電力平田です。おっしゃる通り、既設のタンクAB側については共振の恐れがあるものとして評価して、す。
0:23:50	過去に説明しております。以上です。
0:23:54	規制庁中です。
0:23:57	考え方。
0:23:59	によっていろいろ書き方も変わってくると思うんですけど、
0:24:04	今方針の段階なのでですねそれは詳細な設計は詳細な設計で工認段階で、実際供試学生するかどうかってまた別に、
0:24:14	その時の判断だと思うんですが、方針としてある程度可能性があるものについてはですね、
0:24:21	しっかり書いておけばいいんじゃないかと、いうふうに思ってます。で、補足に書いてるけど、その
0:24:28	テンパチ本部には書かないっていうこと自体はですね、ちょっとねじれていて、
0:24:33	ある程度その本文に、
0:24:36	補足するものが補足説明資料なので、
0:24:40	除く上でその可能性はあるから書いて、だけど詳細設計なので、本文には書かないとか多分そういう説明はちょっと成り立たないんじゃないかと思っっていてですね。
0:24:50	それは別に方針は更新で書いておいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:55	ある程度詳細設計で実際なればそれはそれで別がないということでおしまいによればいい話だし、
0:25:02	逆にあった場合にですね、その許可上の更新として書いてないことに対して、工認上できない出てくるということ自体が逆に、
0:25:11	ちゃんと方針として述べていたのかと、というようなことになるんじゃないかと思っています。
0:25:19	四国電力の村上でございます。ちょっと平田の方が誤解を与える表現を、で説明してしまいましたのでちょっと補足をさせていただきますと、補足説明資料の 33 ページをご確認いただけたらと思います。
0:25:34	現状の設置許可の記載でございますが、Bクラスに分類し、の後でございますけれども、それに応じた地震力に対して概ね弾性設計の設計、弾性範囲の設計を行うと。
0:25:48	いうふうに記載をしております。で、このこの、それに応じた地震力というのが、テンパチの方に記載をしております、具体的には静的地震力を考慮しますよ。Bクラスですので 1.8Ci を考慮しますよということ。
0:26:05	で、共振の恐れのある施設については当然先ほどの静的地震力にコアイデ 2 分の 1SD による影響を検討しますよというこの 2 点をテンパチに記載をしております。
0:26:16	ですので、それに応じた地震力に対してというところで、5 であれば、1.8 Ci 静的地震力のみでございますし、共振の恐れがある施設について + 2 分の 1SD を考慮しますよというのが、
0:26:31	この記載とテンパチの本文で、テンパチの方で記載をしているという状況でございます。で、先ほど平田の方から説明をいたしました、強震放送例があるかどうかというのは固有値の方で判断をいたしますところ、
0:26:48	こういう値については、設工認で設定根拠等をお示しをして、決まる寸法重量で計算をいたしますので、それに基づいて、この
0:26:59	それに応じた地震力が決まるものと認識をしております。で、補足説明資料の具体的には 40 ページでございますが、
0:27:10	ちょっと書き過ぎの部分がございました。bポツのところでございますが、bポツの括弧の下から 3 行目のところでございますが、
0:27:22	静的地震力と組み合わせるとともに、共振の恐れのある施設として、というところで、詳細設計に踏み込んだ記載にしてございましたので、こちらの部分は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	前段のですね共振の恐れのある場合にはという、テンパチ通りの記載に修正をさしていただいて、静的地震力と組み合わせるとともに共振の恐れがある場合には、
0:27:46	ある施設である場合には、動的地震力も考慮しますよという記載のほうに修正をさせていただければと考えてございます。以上でございます。
0:27:59	はい。規制庁仲です。まずその補足において一応、
0:28:04	2分の1SDの話もしてそれを踏まえて、テンパチの方もうまとめた書き方ではあるけれど、一応それは、
0:28:15	それも考慮した設計とするということで整合がとれてるとということはそこは理解しました。
0:28:22	それから、あとは補足の
0:28:25	ところです。
0:28:29	考慮する場合にはっていうのもそれはそれでそうならない場合も詳細設計であり得るのでそういう書き方をすること自体も、
0:28:39	そこは理解しました。
0:28:41	その上でさらにということなんですけれど、
0:28:46	33ページがですね、ここも短縮し高い書き方になっていて、
0:28:52	確かにおっしゃる通りに包絡した読み方にはなっているんですけど、
0:28:57	何かそれに応じた地震力って結局何なんですかというふうにですねそこが、
0:29:02	明確ではない。
0:29:04	というところがちょっとどうかとっていて、何かこれだけでそれに応じた地震力に対して、
0:29:11	設計を行って具体的に何なんですかってこう聞きたくなるような記載なのかなとっていてですね。
0:29:17	むしろもう少し踏み込んでですね、35ページのように静的地震力に対してと、あとは共振の恐れがある場合にはこうすると。
0:29:28	いうところを何かしっかり記載していただいた方がいいのかなと思ってます。
0:29:33	逆にその新規制基準適合性審査の時にどこまで書いたのかっていう話もあるかと思うんですけど、
0:29:40	それを単に同じようにですねそれに応じた地震力に対してという、
0:29:45	丸めた書き方ではなかった。
0:29:49	ではないかと、しっかりと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:52	等書いていたんじゃないかなというふうに思っていてそれはまさにその基準上もそういうところがですねBクラスについては静的なものとその共振の恐れがある場合と、
0:30:03	いうところに対して、具体的にちゃんとその対応した書き方をしていたかと思っていて、今回だけ何かまとめた書き方でおさめるというのはですねちょっとどうなのかなと思っていてですねちょっとそういう意味で少し、
0:30:16	もう少し具体的に書いていただきたいというのが、コメントなんですけどいかがでしょうか。
0:30:25	四国電力の村上でございます。趣旨は理解しました共振の恐れがあるという、すいません。共振がそれをあるようにというような、詳細設計に踏み込まない記載であれば、
0:30:40	問題ないかと思しますので、それに応じた地震力という記載を再稼働工認等を確認しながら、静的地震力と共振のある教師の恐れがある場合は動的地震力も考慮しますよと。
0:30:56	というようなことがわかるように修正をさして、補正をさしていただけたらと思います。以上です。
0:31:04	はい。規制庁仲です検討よろしくお願ひいたします。
0:31:12	はい、原子力規制庁の仲野です。
0:31:14	4像に関してなんですけれども社長の方から借りなければ、続けて私の方から確認進めたいと思います。
0:31:25	そうしましたら、
0:31:27	8条の関係ですね、火災の部分。
0:31:31	なんですが、
0:31:36	47ページの設計方針の部分ですね、こちらの部分なんですけれども先ほど、
0:31:47	補正の案を説明いただいた時にちょっと内容に含まれてなかったのを確認なんですけれども、
0:31:53	設計方針の(2)番の火災感知及び消火のところの、2段落目、従って以降のところなんですけれども、先ほど葛西タンク室はっていうアノ室を追加しますよというお話だったと思うんですけれども、
0:32:07	火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とするっていうふうに記載されてると思うんですけど、もともとの当初申請だと火災感知器並びについていうふうに記載されてたと思うんですけどこちらの部分も変更があるのかなと思っております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	ここの部分っていうのは変更されてますけど火災感知器並びにと火災感知設備及びっていうのはどちらの方が適切なのか念のため確認をさせていただければと思います。
0:32:34	当四国電力シゲマスでございます火災感知設備が、おっしゃる通り火災感知器から火災感知設備に変更してございます。
0:32:46	要求の条文が火災せ、感知設備とございますのでそちらの表現に合わせたというのが変更の趣旨でございます。以上です。
0:32:57	施設の中です。こちらについては要求のないように文言合わせましたっていう形ですかね。それ以外でよろしかったですか。
0:33:06	四国電力重松です。ご理解の通りでございます。
0:33:10	院長規制庁仲野です。承知いたしました。
0:33:13	8条の関係で確認がありましたら、当然、ちょっと1点私の方から追加で確認なんですけれども、
0:33:24	ちょっと書き方の問題かもしれないですけど(3)番の火災の影響軽減のための対策のところの、
0:33:31	2行目以降なんですけど、他の火災区域と分離する壁は3時間以上の耐火能力を有する耐火壁及び必要としないっていうところがちょっと若干日本語が引っかかってですね。
0:33:42	他の火災区域と分離する壁は、音訳耐火兵器を必要としないっていう何か壁は壁を必要としないっていうような書き方になっていて、ちょっとここは日本語的に変なのかなというふうに思ってるんですけど。
0:33:58	当四国電力シゲマス図ですご指摘の通りだと思いますので日本語としてわかりやすくなるように修正をしたいと思います。
0:34:07	はい、規制庁ナカノそうですね壁は、その耐火能力を必要としないであったりとか耐火兵器、3時間以上の耐火能力を有する耐火兵器を必要としないとかそういった書き方になってくるのかなと思いますけれども、検討の方よろしくをお願いします。
0:34:24	食堂のシゲマスで承知いたしました。
0:34:27	あと、
0:34:28	よろしければ申し訳ありませんここにはちょっと記載反映できてなかったんですけども、2点ほど表現の明瞭化というところで、
0:34:36	ちょっと修正案をご提示したいと思うんですけども、よろしいでしょうか。
0:34:41	はい規制庁ナカノSAとどの部分でしょうか。今お話いただけますか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:48	47 ページ、2ヶ所ございましてまず 47 ページの上のほうにあります適合のための設計方針。
0:34:57	こちらの 2 行目のところにですね、安全性を損なわないよう、
0:35:02	そのあとに
0:35:04	使用済み樹脂貯蔵タンク及び使用済み樹脂貯蔵タンク室においてという表現を、言葉を追加したいと思っております。(1)から(3)まで仕事して使用済み樹脂タンクと使用済み樹脂貯蔵タンク室という 2 種類ございしますので、
0:35:19	それらが対象というのがわかるように、この安全性を損なわないような後に、
0:35:24	使用済み樹脂貯蔵タンク及び使用済み樹脂貯蔵タンク室において、
0:35:29	ということを追加したいと考えてございます。
0:35:33	2 点目がですね、(3)の火災の影響軽減のための対策。
0:35:39	こちらがこちらの 1 行目ですけども、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物とありますけども、この貯蔵機能等にもみという蓋文字を追加したいと考えてございます。
0:35:51	補足のほうに説明ございますけども、貯蔵機能と閉じ込め機能のうち、
0:35:56	この使用済み樹脂貯蔵タンク室は貯蔵機能のみを有するということでこちらがわかるように追加したいと考えてございます。修正へ変更箇所以上になります。
0:36:17	原子力規制庁の仲野です。
0:36:19	今 2 点、説明いただいた修正点ですけどまず 1 点目のところは次魚住純層貯蔵タンクという収蔵タンク室においてっていうところで場所の明瞭化ですよ。
0:36:30	で、2 点目のところなんですけど、こちらについては、確か火災の影響軽減のところゲット一分とかですね、必要としない条件としてその貯蔵機能のみを有してる。
0:36:43	設備に関してっていう確か限定を評価の時にされてたかと思うんですがそういったところと整合させるような形で記載をするっていうような認識でよろしかったですかね。
0:36:54	四国電力重松ですご理解の通りでございます。
0:37:00	はい。承知しました。私の方からは変更については異論ないと思っております。
0:37:07	規制庁の方から特に何もなければ、はい。次に進みたいと思います。
0:37:15	そうしましたら次ですね、12 条の関係で補足説明資料の 120。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	100、
0:37:40	そもそもですね。
0:37:44	十条の
0:37:45	方針なので、
0:37:58	すみません 120、少々お待ちください。
0:38:29	あ、失礼しました 119 ページですね。
0:38:32	衛藤。
0:38:34	共用の部分なんですけれども、12 条の安全施設の適合のための設計方針の部分で、
0:38:44	7 項の適合方針ですね、この部分で 5120 ページから、
0:38:51	使用済み樹脂所蔵タンクは 2 以上の原子炉ハセガワ原子炉施設において共用するか、1 号及び 2 号の安全を重視しよう済み樹脂を貯蔵した場合でも、
0:39:01	使用済み受傷タンクの安全性を損なわない設計とするってあるんですけどまず、この部分について共用するけれども安全性を損なわない設計とする理由っていうところがまず何なのかっていうのを一度確認させていただいてもよろしいですか。
0:39:20	四国電力本店トミオカでございます。その部分につきましてご説明いたします。補足説明資料の方にも記載をしておりますけれども、
0:39:30	スタートページで 129 ページで 3 ポツのところを発電用原子炉施設の安全性の影響のところでございます。
0:39:39	ここ、ここですね 2 以上の乙原子炉施設において共用しますが、伴 3 号炉で発生するしよ済み樹脂と 1 号炉 2 号炉で発生するシミズ未実施 2 位、
0:39:50	差異はないというご説明をしております、差異がないことから使用済み樹脂貯蔵タンクに対しての安全性に影響がない、間違いがないということをご説明しているところでございます。以上でございます。
0:40:04	原子力規制庁の仲野です。使用済み、中央する樹脂の内容について差異がないので共用しても問題がないというふうにおっしゃったと思うんですけども、
0:40:16	この共用についてなんですけど、こちらってその共用する以上はその一つの号炉に対して、設置するタンクよりもより多く、
0:40:28	貯蔵したりとか、そういった話になってくると思うんですがそれ、
0:40:34	共用した上で、その十分な容量の確保だったりとかそういったところってというのはその共用の部分に対しての

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:43	設計方針の内容にはなりえないと、そういう形で考えてもよろしいですか。
0:40:56	四国電力の井手でございます。えっとですね一応、12条のところには書いてないんですけど28条のところ、具体的に言いますと補足説明資料の135ページ通し番号135ページのところになります。
0:41:12	こちらの表の中で、1号及び2号炉から発生する樹脂の量を一応評価してございまして、今、
0:41:23	これからですね廃止措置完了までに発生する樹脂は、約11立米というふうに想定してございまして12号の中の、ちょっとマスキングになりますので容量は申し上げませんが、
0:41:37	それを容量できる、貯蔵できる容量を
0:41:41	12号側で確保ができそうというふうに考えてございます。ですのでこちらの方ですね12号からの発生量も考慮して、水を輸送するというよりか12号の樹脂は12号の方で、
0:41:57	貯蔵ができて、3号の樹脂をメインに入れるというような形で考えてございます。すいませんちょっと意図に合った会議ご回答になってるかどうかあれですけども、以上になります。
0:42:13	原子力規制庁ナカノ谷津今ご説明いただいたので3号について、
0:42:18	今回増設するタンクは3号がメインで貯蔵するっていうお話で、
0:42:25	いただいてましたけど
0:42:28	12号の部分で、このタンクに入らないって認識でよろしかったですか。
0:42:35	四国電力の井手でございます。えっとですね125-14が入らないかという、そちらの方は入る可能性があると考えてございます。その理由はですね、
0:42:45	3号にもすでに設置しております。仁木委員タンクBタンクにつきましては、すでに共用しております、12号の樹脂をすでに運んだ実績があります。で、
0:42:57	将来ちょっとわかりません。不確定ですので確実とは言えませんですけども、3号の中の樹脂を処理する際に、タンク間でやりとりをすればそういったことも考えられますので、
0:43:13	遠いAB、今の既設の仁木と同時に3、新しく増設するものにつきましても、12号の受注を貯蔵する可能性があるということで共用したいというふうに考えてございます。以上です。
0:43:48	既設のナカノです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:51	まず、設備的なところの確認なんですけれども、そうか、今、129 ページの、
0:43:59	図の、
0:44:00	2012-4-1 図で記載されているところを確認すると直接、
0:44:06	今回の
0:44:09	C 槽空ってというのは 1 号 2 号と、
0:44:14	アガワやソウダ、
0:44:17	今、タンク間のやりとりであれば、12 号の部分は入るかもしれないって いう話いただきましたけれども、これは、
0:44:28	1 人も含めての容量を込みで考えていると思うので
0:44:36	そういう前提で考えていらっしゃるのかなと思ってたんですけれども そうならない場合もまずあるってことなんですかね。
0:44:48	すいません四国電力の井手でございますちょっとすいません言い方が あまり正しくなかったことをお詫び申し上げます。衛藤。
0:44:57	ご指摘のご指示の通り、12 号の樹脂につきましてもですね、3 号まで衛 藤受入し、新しい増設タンクに受け入れすることの可能性もございます ので、
0:45:11	共用という趣旨をありていです。
0:45:14	もありますまた隣のタンクからノーというところも踏まえて江藤響様、今 の既設の仁木と同様に、新しいものも共有すると。
0:45:26	いうことで考えてございます。以上です。
0:45:30	規制庁中出そうですねそうですね共用スルー範囲の中には入っていて、 あとは、タンク全体で ABC 見た時に、すべての容量合算してみて、
0:45:43	12 号を含めて容量が十分であるということが共用車問題ない要因の一 つになっているのかなというふうに考えてまして、28 条にも先ほどご説 明いただきましたけれども、容量についてはご説明いただいている。
0:45:59	と思うんですが、これ、そちらと同様の内容が共用の
0:46:05	説明の中に入ってくるべきなのかなというふうに思っているのと同時 に、設計方針についても
0:46:13	共用しても、安全性を損なわない設計である理由ってというようなものも、 必要なのかなというふうに考えているところです。
0:46:43	ちょっと待ってます。
0:46:49	四国電力本店でございます少々お待ちください。
0:47:30	あ、すいませんちょっと先ほどの補足ですけれども今ちょっと私の方で 考えたのは 120。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:37	9 ページのところに容量の話を追記いただくとともに、
0:47:42	120 ページの適用方針についても容量を確保しているっていう話を記載するっていう必要はないのかなというふうに考えたところです。
0:48:39	四国電力の井手でございます。今お話いただきました趣旨、理解させていただきました 12 号の発生量今後の発生量を考慮しても共用しても容量は十分であるということ、
0:48:55	28 条と同じような形で示すとともに、適合の設計方針のところの記載について、そういった内容を含めることでちょっと検討させていただきます。以上です。
0:49:08	原子力規制庁の仲野です。はい。検討の方よろしく願いいたします。このままちょっと続けたいと思うんですけど、お時間大丈夫ですか会議室の移動が確かあるっていうふうにおっしゃってたと思うんですけど、
0:49:37	原子炉規制庁の仲野です。私の方から先ほどしゃべった内容って聞こえておりますか。
0:49:43	四国電力本店でございます。衛藤聞こえております。少々お待ちください。
0:50:15	四国電力本店でございます。衛藤。
0:50:18	ちょっとこちらから説明したいと短時間でちょっと終わると思っております内容がありますので、その説明だけさせていただいた後にちょっと移動させていただいて再開とさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。
0:50:31	原子力規制庁ナカノです。はい、承知いたしましたそうしましたらその説明事項お願いいたします。
0:50:37	施行でるコジマです。30 条につきまして先ほど
0:50:41	コンクリート基礎を通らないパスあるかというご質問があったかと思うんですけどももうほとんどところです。もうコンクリート相当ですけどお預かり一番遠いパスで、若干その基礎の下
0:50:54	土っていうかがんですね、を通るラインがあるのは確認でございます。ただそのラインにつきまして木曽の渥美の方が十分厚いので、
0:51:04	攻撃性の方で十分遮へいできると、そのように考えてございますちょっと先ほどの点修正させてくださいよろしく願いいたします。
0:51:15	現状規制庁中です。はい。説明の訂正内容承りました。
0:51:20	規制庁側からあります。規制庁ナカセ今のところはその事実を踏まえて、さらに補足説明資料の記載も変えるという理解ですかそれとも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:30	これはこれでこのままでそのコメント回答だけ変えるっていう意味なのかそこはどういう方針なんでしょうか。
0:51:37	思考力ミシマでございます。補足説明資料についてはコンクリートで十分遮へいされるってのは間違いございませんので、そちらについては記載せずに、コメントリストの方に審査会合から記載内容踏まアノ変更した点について、
0:51:50	記載するというふうに考えてございます。
0:51:53	以上でございます。
0:51:55	はい、規制庁ナカセ了解しました。検討よろしく申し上げます。
0:52:00	四国電力の村上でございます。先ほどの4条の逐条の検討内容について、若干読み上げさせていただけたらと思います。確認がてら読み上げさせ、
0:52:12	ていただけたらと思いますがよろしいでしょうか。
0:52:16	検証規制庁の仲野です。はい。よろしく申し上げます。
0:52:20	はい。事故条文、次のように修正させていただけたらと思います。設計基準対象施設である使用済み燃料樹脂貯蔵タンクは、耐震重要度分類をBクラスに分類し、
0:52:34	地震層せん断力係数 C_i に1.8を乗じて求められる水平地震力に対して概ね弾性範囲の設計を行う。
0:52:47	また、共振の恐れのある場合には、弾性設計を地震動に2分の1を乗じた地震動により、その影響についての検討を行う。これで1.8 C_i と2分の1SDの検討を、
0:53:04	というのが地震力が具体化されるかと思いますが、いかがでしょうか。
0:53:13	はい、規制庁ナカセアノ、概ねよろしいかと思いますが。
0:53:17	1.8 C_i とかっていうのはそれはあれすかね新規性基準時にそこまで書いてるからそれに合わせてそこまで書くっていう、そんな感じですかね。何か貯層ですな本文。
0:53:29	設置許可基準規則の本文、
0:53:32	及び逐条にも、
0:53:37	本文の方には1.8を乗じてという記載がございます。また逐条については、建物構築物の1.5に0.2倍をした値という。
0:53:48	ものが記載がございますので、本文にも1.8という定数がありますので、記載をしてはどうかというご提案でございます。わかりました。だから35ページだけ見ると単にその静的地震力に対してという、
0:54:04	漢字に書いてあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:06	あんまなんかこんな感じなのかなと思って、1.8 と、それもそれで一応本部に書いてるから書いてるという。
0:54:13	ことですかね。
0:54:15	ちょっと通常のこういう改造、
0:54:19	的な何かその許可で、その耐震上どこまで補修を書いているかっていう、あんまり何か例もないような気もしてるんですけど
0:54:27	相場感的にもそんな感じで、
0:54:29	他とも一応整合がとれるようなそういうことでしょうかね。
0:54:34	そうですね。本文及び再稼働時の逐条と概ね整合がとれるような記載になっているかと思います。
0:54:42	はい。社長長瀬アノ今お聞きした限りでは一応、
0:54:46	必要なキーワードなりは入ってるかというふうに思ってますのであとは、
0:54:52	ちょっと我々の方周辺情報を調べて、必要であればちょっと少しまた相談かもしれませんが、基本的には大丈夫かと思います。耐震は大体、
0:55:01	こちら辺まで書いて、
0:55:04	細かいところだと何か組み合わせの話がありますけどそういうのは通常、そこまでは書いてなかったっついうことでよかったですかねかこういう会場案件というのは、
0:55:14	相当細かく、再稼働の時には逐条は書いておけることは、荷重の組み合わせとは書いてはおりますけれどもテンパチに具体的に書いてますので、入力地震動をメインに記載する。
0:55:33	方向でどうかなというふうには考えてございます。わかりました。
0:55:39	ちょっと、我々の他の例も不踏まえながら少し検討はさせていただきますけども、今日議論のあったところでは
0:55:49	2 分の 1SD も一応入るといことなのでそれはそれでそういうような場合にはという表現でとりあえず留めておいていただくような感じでよろしいのかなというふうには考えてますが、そんな感じでよろしいでしょうか。すいません。
0:56:02	はい。四国電力の村上です。またこれで当社の方、法制等の準備を進めて、進めて参りますのでまた何かございましたらご指摘いただけたらと思います。
0:56:17	以上です。はい、わかりました規制庁中です。また何か必要であれば少しまた相談させていただくということで。了解しました。
0:56:28	植林本店でございます。そしたらちょっと会議室を移動させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:36	はい。規制庁仲野です。承知いたしました。今、FXの会議で、本店がロビーで待機している状態ですけれども、こちらはもうすでに加えちゃって大丈夫ですか。
0:56:47	よろしくお願いします。
0:56:51	承知しました。
0:56:52	すいませんそしたら5分ほどちょっとお時間いただきます。
0:56:56	はい。そうしましたら再開は17時05分再開でそれまで一旦中断したいと思います。
0:57:04	よろしくお願いします。
0:57:11	はい。原子力規制庁の仲野です。そうしましたらヒアリングについて再開したいと思います。私の方から、また確認事項なんですけれども、28条の関係ですね補足説明資料の140ページをお願いいたします。
0:57:31	麻生。
0:57:33	あ、失礼しました133ページですね。
0:57:41	28条の設計方針の部分なんですけれども、
0:57:47	基準規則上ではですね貯蔵及び管理っていうところを、解釈のところ規制しているんですけれども、
0:57:55	現在の適合方針だと先日の審査会合の方でもお話ありましたけど貯蔵の話とかも含めて、
0:58:05	記載していただいていると思います。で、この部分について管理については現状適用方針等どういったところで読むのか、またですねその管理に当たる事項ってのは何を想定してるのかっていうところを確認させていただければと思います。
0:58:23	施工電力の井手でございます。設置許可基準規則の補足に書かれている貯蔵及び管理の管理というのが、どういうことかということと、質問、理解いたしました。
0:58:35	まずですね十分な貯蔵容量確保できておりましたら、既許可に記載しております放射性廃棄物管理を継続して実施可能であると考えてございます。
0:58:48	時評価に記載しております放射線管理と申しますと、具体的にはですね、今設置許可の官報がそちらにあればご覧いただければと思うんですけれども、設置許可添付の8の11ポツ保守、運転保守という、
0:59:05	項目がございます。
0:59:09	減少規制庁ナカノすみません、ちょっと通りにいってもよろしいですか、少々お待ちいただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:15	はい。お願いいたします。
0:59:20	お待たせいたしました。よろしく申し上げます。
0:59:24	すいません、遅刻で呼ぶ予定でございます。続けさせていただきます。設置許可添付 8-11 のSHOEIという運転保守のところになるんですけども、
0:59:34	まず、12、11 ポツ 1 の運転保守の基本方針、こちらにて、実際の運転管理事項につきましては保安規定等において規定するというふうにしてございます。
0:59:47	続きまして、11 ポツ後の放射性廃棄物管理のところなんですけれども、私が持っておりますので、ページをちょっとめくりまして、最後の 2 行のところに、放射性固体廃棄物について書いてございます。
1:00:01	法廷フエートアノ読まさせていただきますと、放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵または貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理すると。
1:00:14	ということで、貯蔵施設において適切に管理する次その次タイ的な実施の管理の仕方につきましては保安規定の方に規定するというのを、添付書類の 8-11 で、
1:00:27	記載してございます。こちらの管理の仕方につきましては今回の都度SRC造、手術のタンクを増設いたしましても変更はございませんので、管理方法については従来と同じも既許可をいただいたものと同じということで、
1:00:44	設計方針のほうには記載してはございません。以上になります。
1:00:53	原子力規制庁の仲野です。今お話しいただいた内容ですけども、ちょっと今回の許可の話をちょっと外れてしまうかもしれないんですけど、具体的に保安規定等で記載されている管理っていうのは何を指すのかっていうところを教えてくださいませんか。
1:01:09	四国電力の井手でございます。はい。設置許可の、ではなくて保安規定の方の運用の方になるんですけども、そちらの放射性廃棄物管理という章がございます。
1:01:21	こちらの方で、放射線管理課長というものが行うんですけども、使用済み樹脂貯蔵タンクにおける使用済み樹脂の貯蔵量、
1:01:31	3ヶ月に 1 回確認するとか、そういったことを保安規定の方で定めてございます。以上です。等で貯蔵量を管理していると、量を把握しているというところがございます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:48	原子力規制庁の仲野です。今の3ヶ月に1回の確認だったりっていうのが内容なんですね。それを踏まえてなんですけれども、細かい内容については、設計方針のところに書く必要はないかなとは思いつつ、
1:02:03	貯蔵及び管理できる古藤っていうところで貯蔵については補正の方針も踏まえて、記載いただく方針で検討いただいていると思いますので、
1:02:14	そこ等並びを取る整理だと管理できるっていうところも、設計方針のところでは示す必要があるのかなあというふうには考えているんですけれども、今私の方では
1:02:26	記載、追記いただくべきかなというふうには考えてます。
1:02:33	四国電力の井手でございます。はい。管理の仕方に変更はないんですけれども、貯蔵及び管理できることということが解釈にあるということで、設計方針の方に記載するということだし。
1:02:49	考えたいと思いますちょっと記載の仕方につきましてはですね例えば今、
1:02:55	のところ設計方針では、
1:03:00	ごめんなさい。
1:03:03	例えば、貯蔵ができる容量とするところを貯蔵及び管理とかができるというふうな形で管理という言葉も加えるようなイメージでおりますけれども、そのような記載の仕方イメージあっておりますでしょうか。
1:03:35	はい、原子力規制庁仲野です。そうしますとそうですね補正の方針については承知いたしました方向性としてはそれでよろしいかなと思っております。あとは
1:03:47	臼井先ほどの確認のところなんですけども設計方針のところに書く必要はないかなと思いつつ後ろの方の説明事項として、さっきの3ヶ月に1回の確認だったりってところを追記いただければ、保管できるのかなというふうには考えております。
1:04:02	こういった形で検討いただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。
1:04:07	四国電力の井手でございます。はい承知いたしました設計方針のところに管理という言葉を入れることと、あと補足説明資料の説明のところに、実際の管理をどのようにやっているかというところを記載するという事で承知いたしました。以上です。
1:04:22	はい。よろしくお願いたします。まず28条の補正に関わるような内容については私からは以上ですけれども規制庁の方からはありますか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:31	はい。大丈夫そうなので、大丈夫なのでそうしましたら補正が直接関わるような内容じゃないところのもろもろの確認事項について、次進めたいと思いますけれども。
1:04:43	規制庁の方から確認する事項ありますでしょうか。
1:04:57	規制庁中です。あとはちょっと補正とは関係ないというところで、
1:05:04	介護もあってあとはこら辺の補足説明資料を少し充実させるというところでいろいろ、
1:05:13	ちょっと内容を改めて見てですね少し確認したい点があるのでちょっと細かい質問が多くなるんですけど、
1:05:23	ちょっと確認させていただきたいと思います。
1:05:26	それでまず 10 ページ目にですね、
1:05:33	各条文への整理表というところで、第 6 条について、
1:05:39	最後に括弧書き利益許可の設計方針を別紙 1-1 に示すということ
1:05:47	で今回これが別紙 1-1 がですね、17 ページ目ぐらいからずっと。
1:05:58	真木評価での設計方針を載せてるんですけど、
1:06:03	これはそもそも載せる必要あるんでしょうか。
1:06:24	四国電力の木村でございます。こちらの表の設計方針別紙としてつけさせていただいたのがですねこの備考欄の中で、既許可通りであるというところを説明、
1:06:37	この限り説明をさせていただいた上で、ちょっと実際の評価ではこういうふうに書いてるんですよというところをちょっとできるだけわかりやすく、
1:06:48	記載をさせていただくという出資で別紙としてお付けをした次第。
1:06:55	数で江藤真路、特に 6 条についてはいろんな事象があるんっていうところもありましたのでそれについて、
1:07:03	ご説明をさせていただきたいというところで、別紙をつけさせていただいたと。江藤。この条文の整理の中でこういうふうにさせていただいたという、
1:07:15	ところなのかなというふうに考えてます。
1:07:18	以上です。
1:07:20	規制庁中です。そうすると一第五条で津波ってありますけどこっちはついてませんよねこれは何についてないんですか。
1:07:36	四国電力の木村です。津波につきましては事象としては津波っていう事象をというところで
1:07:46	それに対して備考欄の中である程度評価の方針というところが書き切れているのかなというふうに考えて考えましたので、度、備考

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:58	にプラスアルファで別紙までつける必要ないかなというところで別所おつけしていないというところです。
1:08:06	金城長井です。何となくその説明もよくわからないところなんですけど。
1:08:11	備考のところである程度、既許可のエッセンスなりをちゃんと書いてさえいただければですね何かわざわざ、
1:08:20	添付する必要があるのかっていう気はしていて、で、
1:08:25	目。
1:08:26	次の 1-1 を見た。
1:08:28	だけでですねそれは単に抜き書きしてあるだけなので、これで何、何をどこを確認したいのかっていう、
1:08:35	ポイントもよくわからずですね何か。
1:08:38	ここまで大々的につけるとなんかほとんどこう三角という 0 に近いような、
1:08:44	印象もあるんですけど、
1:08:47	何かこれまでの話し合いで言えばある程度既許可で整理されている、それはもうエッセンスである程度、数行で書くような説明で、確かに
1:08:59	許可の範囲内でねとわかるんであればそれは三角だねというような、
1:09:04	説明で、一応こういうふうに至ったのかなと思ってですね、何となくわざわざ別紙 1-1 を
1:09:10	つけて、なおかつこれがどこがポイントかもよくわからず、ずらずらっと書いて、
1:09:16	何かつけたので、これで判断してくださいなんて言われても何か、これで何を話すとかっていう、
1:09:22	よくちょっと位置付けがいまいち明確でないかなと思ってますけどそこはどうでしょうか。
1:09:35	端的に言うと何か、そもそも別紙 1-1 をわざわざつける必要があるのかなという気もするんですけど、つけるんだったらちゃんと他の条文をちゃんとつける。
1:09:44	べきだと思うしなんか津波と外部事象と違うそんなにないような気がしていて、
1:09:49	むしろ同じような系統ですよ。
1:09:51	何となく、ちょっとアンバランス感が目立つようなところがあるんですけどそこはいかがでしょうか。
1:10:00	長電力の木村です。
1:10:05	この六条への参画であるっていうところを示すところで、ついての方が

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:14	説明の方がしやすいのかなというところもあって、今つけてきたという経緯があるんですけど、実際は実際に企画課でこういうふうを書いてますってところを並べ立ててる。
1:10:26	というところがあって、エッセンスとしては、備考欄の方に今、オカ、書かせていただいているのかなというふうに考えてますので、
1:10:37	実際この評価については実績もお出ししてるものを確認いただければ、
1:10:42	いいところなのかなというふうに考えますので
1:10:46	とかのでしたら削除をさせていただくかなというふうに考えますがいかがでしょうか。
1:10:54	はい。規制庁長井です。個人的にはそういうことでもいいのかなと思っていますね。
1:11:00	我々も既許可は一応その持てるので、それを見ればわかるという、
1:11:06	話ではある強い。
1:11:08	それを引用しないまでもですね、そ、そのSsをしっかりとこの備考に書いてもらえればそれはそれで判断できることなのでなんかいらなかなという気はしましたんで、
1:11:23	そ、そのそういう意味で改めてちょっと別紙の1-1の
1:11:29	既許可の申請内容を見て、
1:11:33	若干ちょっと気になるのはですね
1:11:38	10 ページ目のその書き方として一応竜巻による竜巻防雪を、
1:11:46	内包する施設により竜巻防護施設を防護し、
1:11:52	構造健全性を維持すること。
1:11:54	等によりっていうふうに、
1:11:56	一応なっていて、多分
1:12:00	竜巻とか、
1:12:02	火山なんですかねそそれだから建屋で守りますから建屋の中は別に変わっても構わないですよねと言いつつ、
1:12:09	何となく他のいろんな外部事象の
1:12:13	に対する、
1:12:16	もの説明としては、別に建屋内で守るからって言い方もしてないような気もしていて、
1:12:24	そういうことかというと、6条のこの10ページの書き方の、
1:12:30	等、
1:12:31	最後、
1:12:33	下から2行目なんですかね同様に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:36	既存の原子炉建物建屋内に設置することからってというのが、これだけなのかっていう気もしてはいますね。
1:12:47	補助建屋内に設置することなどから、が網羅的な何か確認なのかっていう気もするんですけどそこはいかがでしょうか。
1:12:59	何か建屋内だけ守ればいいっていうのは竜巻火山の話であって、
1:13:05	後の細かいバラバラした事象は実は、建屋内どうのこうのっていうのは別に、
1:13:11	許可でもうたってないけど、まあまあ、
1:13:14	それは設計方針が変わるもんじゃないんだろう。
1:13:17	ということで
1:13:19	ことなどからなのかなっていう気もするんですが、いかがでしょう。
1:13:33	東北電力の木村です。今現在この縦竜巻防護施設というところを一応代表で書かせていただいて、
1:13:43	てというのが原子、建屋で防護してるっていうのが一番例としてもわかりやすいというところで現状のこれまでの
1:13:55	議論させていただいて今の記載になっているものというふうに認識しておりますで、まず
1:14:01	防護する、
1:14:04	設計として、補助建屋内に設置するという以外のあと防護の仕方というところがこの6条の適用の中で、
1:14:13	あるのであればちょっと等をつけるトーン等、ちょっと記載については見直しを検討させていただきたいと思います。
1:14:24	以上です。
1:14:25	はい、規制庁のガス、ちょっとそこは今私がいろいろとその評価を見た限りでのちょっと感想というところもあってですね、
1:14:34	ちょっと今日のヒアリングにおいてはまずその別紙1をわざわざつけるかどうかはそこは間をつけるのであれば他の情報も含めてつける。
1:14:43	あった方がいいかと思いつつ、
1:14:46	つけないのであれば全くつけないということでもういいのかと思って一応つけない方向でということでは、
1:14:53	いいのかなと思ってます。あとは
1:14:56	細かい書きぶりとして今ちょっと私が聞いたら頭入れるか入れないかについては、
1:15:03	ちょっと、我々ももう一度ちょっと精査はしますが何かそういう、
1:15:08	ちょっと私が言ったようなコメントを踏まえてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:11	少し何か、
1:15:13	修正すべき点があるかどうかちょっと引き続き検討していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:15:23	長電力の木村です。また別紙委員の精度がタケナカにつきましてはちょっと他の所に全部つけていくってのもあまり効率的ではないのかなというふうに考えますので削除する方向で、
1:15:35	検討させていただきたいかなと思っております。で、6条の設計方針についてご指摘いただいたところを踏まえて、網羅的に記載、各事象に対する防護設計というのが記載できる増加という観点で、
1:15:48	ちょっと記載を検討させていただきたいと思います。以上です。はい。はい。規制庁仲です。わかりました。そういうことで少しちょっと、
1:15:59	我々もちょっと精査をしますが引き続き検討すべきところは検討していただいで必要であれば少し、
1:16:05	修正をいただくということでよろしく申し上げます。
1:16:09	それから引き続き何点か、事実関係確認ですけど、
1:16:15	12 ページ目ですね、これもちょっと細かいコメントなんですけれど、
1:16:22	散歩Ⅱの一番上から、
1:16:27	4 秒目ぐらいに保安規定に基づく1回1日の水監視というのがあるんですけど、
1:16:34	その下に漏えい検知器による漏えい監視というのは、これは自動的に検知して自動的に警報か何か発生するというかと思うんですが、
1:16:45	上の1日1回の水監視ってのはこれはどういうやり方で監視をしてるんでしょうか。
1:16:57	電力の木村です全う日々の巡視点検等の中でタンクの水位っていうのを毎日確認をして、
1:17:07	おりましてそれを記録しているというのを本店に基づいて実施しているというところで、今の記載をさせていただいてございます。
1:17:18	金城仲です。だからあれですかね監視盤みたいのが確かあってそれでSuicaなんかがあるからそれを人が見に行く。
1:17:27	ていう、
1:17:28	そういう理解でよろしかったですか。
1:17:33	藤職員におきますご認識の通りです。
1:17:37	はい。
1:17:38	これ何か何か異常があった場合は、何か通常こっからここまでの範囲。
1:17:46	であるべきみたいなんかそういう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:48	阪南値みたいのってあるんでしたっけ。
1:17:53	何が異常、どういうふうに判断するかなんですけど、ここは、
1:17:58	タンク水に、四国電力のキムラですタンク水につきましては標準チーというものを設けてましてその範囲内であるというところを、日々監視しているというところでございます。
1:18:10	標準値とは具体的にどうという、
1:18:13	値なんでしょうか。すみません。
1:18:16	そういう感じですか。
1:18:32	電力のキムラです。標準値としましてはタンクの水の 90 から 100%というところで設定をしております。
1:18:45	90 から、
1:18:46	水の 90 から 100%。はい。
1:18:51	その範囲内である。
1:18:53	どうかってそ、そういうことですか。
1:18:58	この
1:19:01	失礼しましたすみません上の水が 101%、ここでした。失礼しました。上の水が 101%を、
1:19:11	下の水が 90%、その範囲内かどうかを確認すると、そういうイメージでよろしかったですか。
1:19:19	僕電力キムラですおっしゃる通りです。わかりました。
1:19:23	それからあとは、13 ページなんですけれど、
1:19:30	等、
1:19:31	ここもちょっと細かい質問なんですけれど、
1:19:34	まず
1:19:37	14 ページの方の図の 5 の説明が 13 ページの方にあって、
1:19:42	ちょっと
1:19:44	ようワーク必ずしもあんまり対応してないような感じで、どれがどれに該当するのかというのがちょっと、
1:19:51	明確でないところはあるんですけれど、
1:19:55	他のページに行くとまた何か違う系統図が小さいして、何か、
1:20:00	それぞれの配管というのはどこなのかってのは何となくは、
1:20:04	見れなくはないかというところもあるんですが、
1:20:08	10Cの入口配管って見れば大体わかると思うんですけど 14 ページで言う、
1:20:18	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:19	入口配管っていうのは、
1:20:22	上の脱塩塔のタンクから、
1:20:27	降りてきて、
1:20:29	貯蔵タンク室に入るまでの配管一連が全部入口配管っていうことなのかそれとも、
1:20:37	タンクに入る直前の配管のことを言ってるのかそこは範囲としてどこになるんですか。
1:20:53	電力の木村です。タンクの入口配管というところだとタンクに衛藤接続しているところを衛藤。
1:21:03	吉井ソウダン時の入口配管というふうに、衛藤。
1:21:07	交渉しております中止脱塩塔から 13 時貯蔵タンクまで一連を入口配管というふうには 1 と言わないかなっていうふうに考えてます。
1:21:19	はい。
1:21:20	なんか大体そんなもんだらうなと思うんですけど、何かいまいち。
1:21:26	なんかはよくわからないのでちょっと図、図の 5 の方にですね、何かわかることであるんですけど、ちょっとその、
1:21:33	用語との対応という関係で受振入口配管ってどこのことかっていうところをちょっと図示していただきたいと思うんですけど。
1:21:40	用語だけ見ればいいと思うんですけど、配当とんですね。
1:21:44	それはお願いできますでしょうか。
1:21:49	四国電力のキムラですと称しました図の 5 の方に 14 入口配管というところをお示しさせていただくこととします。
1:21:59	はい。
1:21:59	規制庁仲です。それからあとツチャの 13 ページの方で廃液戻り配管って固化装置っていうのがあるんですけど、
1:22:09	これは揚々と何使い方ってのはどうという使い方なんでしょうか。
1:22:23	僕電力の木村です。こちらの排気戻り配管ってといいますのは、現在まだ設置されておられません。樹脂移送ポンプにより、
1:22:35	ここは装置等の方へ樹脂を移送し、した場合に、その 14 以外の廃液が、一旦重症タンクの方に戻すと。
1:22:49	いうラインとしまして今この
1:22:52	廃液戻り配管というのが設けられてございます現状はこの先はまだ接続はされてないんですけどもこれからも設置する樹脂槽ポンプなりがそういうものが設置されてきますとこの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:06	廃液戻り配管というところに今接続されて樹脂相互の廃液がタンクに戻ってくると、というような配管となってございます。以上です。
1:23:18	規制庁だからさ、まだ設置されずこれからというものなんですかねこれだから既設のタンクもこういうのがあったんだけど、
1:23:28	この配管自体は設置されてなくてっていうことですかね。
1:23:33	ちょっとですね何かその事実関係がよくわからないところがあってですね名称だけ見れば何となくよ。洗浄配管とかそういう名称だけ見れば、よくわかるような配管もあるんですけど、
1:23:45	何かこの排気戻り配管って結局何、何の、どう、どういう状態なのかっていうのはよくわからないので少しちょっと。
1:23:52	13 ページに括弧書きでも何でもいいんですけどどういうものなのかって今おっしゃったようなところをですねちょっと記載いただけますでしょうか。
1:24:02	東北電力の木村です。当間湖と先ほどの戻り配管につきましては既設のタンクにも設けられてはいるんですけども、その先がフランジ、
1:24:12	等で演技がされているという状態になってございます。増設する、3Cタンクにつきましては同じように、設置しますのでその辺りと、迷うと。
1:24:24	も踏まえて記載を拡充させていただきたいと思います。以上です。
1:24:29	はい、社長仲です。了解しました。
1:24:33	それからあとは 14 ページ目のですね、4.2. 1 のところ
1:24:41	等、
1:24:43	以下の
1:24:48	発煙等の樹脂については、
1:24:51	受振タンクに一旦調理し減衰させた後ということで、
1:24:55	三つほど書いていて、
1:24:59	ここら辺の 161 ページを見る等、
1:25:05	比較的線量の高い脱塩塔ということ
1:25:10	ABCDEとあってですね多分真子これに該当するのかなと思いつつ、
1:25:17	161 ページのイの使用済み燃料ピット脱塩塔樹脂というのが、14 ページの方には書いてないんですけど、これは、
1:25:27	書いたほうが適切なのかなんですかそこは事実関係としてどうなんでしょうか。
1:25:44	四国電力の木村です。4 点、14 ページの 4.2. 1 のところに記載させていただいておりますのは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:51	文章の方でも記載させていただいておりますけれども放射性の希ガス数等が発生する、樹脂につきまして使用済み樹脂タンクの方で一旦貯留すると。
1:26:04	いうふうにしておりまして、真木ガス等も発生するものを記載させていただいているということでございます。
1:26:11	一方 161 ページの方に記載させていただいている、受振脱塩塔というのは、線量の観点で高いものと、
1:26:23	いうところを記載させておりますので現状の記載、通りなのかなというふうに考えてございます。
1:26:31	規制庁ナカセわかりましたそうすると使用済み燃料ピット脱塩塔樹脂というのは、
1:26:38	これは使用済み樹脂、炭鉱踏査。
1:26:43	に直接、
1:26:45	樹脂貯蔵タンクに移行するという理解でよかったですかね。
1:26:54	オク電力キムラですご認識の通りです。わかりました。そこはなんか 15 ページだけ見ても何かよくわからないところがあったんですけど、ワカマツじゃこれは直接、
1:27:05	貯蔵するということで理解しました。はい。
1:27:11	あとは、
1:27:13	すみませんか、かなり後は飛ぶんですけど、
1:27:19	これも細かいところで、
1:27:24	へえ。
1:27:25	うん。
1:27:26	170 ページなんですけれど。
1:27:35	こっち平和目的ということでこれも 1 回ヒアリングしたままちょっとあんまり確認はしてなかったんですけどちょっと改めて未定なんですけど。
1:27:42	まずちょっと 170 ページ目に真ん中にちょっとページ番号が、
1:27:47	何か、3-3 というのが、
1:27:52	転記されてるので、多分これ誤植かと思うのでちょっと直していただけますでしょうかということなんですけどいかがでしょうか。
1:27:59	承知いたしました四国電力本店トミオカでございます承知いたしました。その点修正いたします。
1:28:06	はい。
1:28:07	それからあと最後ですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:12	194 ページ目の技術的能力についてのところなんですけれど、ここもちょっと何かヒアリングしたまま、その後何かあんまりちょっと確認が進んでなかったところもあるんですけれど、
1:28:25	何か、この前のヒアリングの時にその
1:28:30	全体的なその技術的能力に関する
1:28:35	方針自体はそれはそれで書いていただいたとして、今回の工事に関わるものとしてのですね特徴的なところについて、
1:28:47	それぞれどうなのかというような質問した記憶があって、例えば
1:28:53	解析を要するという点に対して今回の受振タンクの設置でですね、そういうものが発生するのかなとか、そういうようなところは、
1:29:06	この資料上どっかに書いてあったんですけど。
1:29:15	知久電力本店でございます。ちょっとお待ちください。
1:29:42	四国電力の木村でございます。いただきました。コメントをにつきまして
1:29:52	落札後 252 ページ以降の
1:29:57	品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の中で、衛藤。
1:30:05	今回の工事に関連する箇所についても説明をすることということでコメントいただいていたというふうに
1:30:14	理解してございます具体的に
1:30:18	今回の
1:30:22	記載しておりますのが、264 ページ目以降のところ記載をさせていただいております、
1:30:30	設置許可申請書の添付 11 の江藤新生野間－江藤間比較表というところを記載させていただいておりますのと、
1:30:40	お持ちで本申請に係る具体的な活動実績というところを、各プロセスに対して
1:30:52	本申請に関わる具体的な活動実績を書かせていただいております。
1:30:59	先ほどの解析とかがあっていうところもおっしゃっていただいたと思うんですけども、そちらにつきましが例えば、
1:31:07	5 ページの、
1:31:09	270 ページのところ、
1:31:15	23.3. 2 設計及び建設設計のアウトプットに対する検証というところで、
1:31:23	解析、こういう解析をしているというところで今回は社へ、設計の評価において調達による解析を実施しているというところを具体的に記載させていただいていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:35	いうところでございます。
1:31:38	以上です。
1:31:39	社長だからすごくわかりました技術的能力の方ではなくてこちらの品質マネジメントの方に書いてるところですね。
1:31:46	品証の体制設備に関する説明書か。
1:31:50	わかりました。場所わかりましたんでちょっとまた確認して必要であれば少しまたお聞きするかもしれませんがとりあえず。了解しました。はい。
1:31:59	私からは以上です。
1:32:06	はい。原子力規制庁の仲野です。私の方からも1点10条の関係なんですけれども、
1:32:12	確認させていただきたいと思います
1:32:23	ページ数の方がですね、
1:32:27	下ページの110ページのところなんですけれども、前回までのヒアリングのところで、容易にす
1:32:36	操作ができるっていうところに関してその環境条件と想定どうなのかっていう話を聞かせていただいたところで、確か審査会合資料の前の時に修正いただいたと思うんですけど、
1:32:50	110ページの
1:32:53	ポツの下のなお以降のところですかね。
1:33:00	運転状態の、通常運転状態における環境条件でも操作が可能な設計とするっていうところを記載いただいていると思うんですけども、具体的に通常状態、通常運転状態における環境条件でっていうところはこういった状態なのかっていうのを確認させていただけますか。
1:33:25	土木電力の木村です。こちらにつきましては江藤営業盤自体が通路部に設定されておまして、
1:33:35	区分、区分で言いますと2の区分のところで、通常立ち入れるような通路部に設置しておりますのでそのような、
1:33:45	通常の方が作業できるような環境で、操作ができるというところを構えと。
1:33:55	このここに記載させていただいている通常運転状態における環境条件になろうかというふうに考えてございます。
1:34:04	減少規制庁中ですありがとうございますこの部分については
1:34:08	自然災害等が発生してない状態の通常運転してる状態を指していて、
1:34:16	あと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:17	ちょっとズキ動があるんですけども、
1:34:30	112 ページのところですね。
1:34:35	112 ページのところの④番。
1:34:39	この部分の記載の、
1:34:43	下から 3 行目のなお以降のところ受振の移送操作中に自然災害等が発生した場合には着ショウジュ主事より、状況確認という操作の停止を行うっていうふうにあるんですけども、この
1:34:57	自然災害等っていうところでこの想定しているものっていうのは後ろの添付資料で、
1:35:05	追記していただいている 114 ページの部分の、環境条件とかそういったところを想定しているっていう認識でよろしかったでしょうか。
1:35:21	四国電力の木村です。
1:35:24	添付しております 114 ページから 115 ページのところと記載しております。現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に操作が必要な課長箇所は、
1:35:39	環境条件を想定し適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とするというところで、運転時の異常な過渡変化とかであったり、
1:35:50	設計基準事故時に操作するようなものではないので、今回の設備はないので、
1:35:58	何ですの自然災害等が発生した場合には、もう操作を自体をもうやめて、停止等対応するということで、ですのでここで示す、
1:36:11	先ほどの運転時の異常な過渡変化設計基準事故時の環境条件という、いうところにはこの自然災害等というの
1:36:21	そういう趣旨ですと、含まれる地震とかっていう、
1:36:28	災害が発生したときには、この場による、このタンクに対する操作っていうのは停止するということになりますので
1:36:40	言っていたこの環境条件というところにはこの支援災害というのはいってくるのかなっていうふうに考えます。
1:36:48	以上です。
1:36:50	減少規制庁ナカノすいませんちょっと私の聞き方が良くなかったかもしれないですけど環境上、環境条件で挙げていただいている地震だったりとか、
1:36:59	そういうあとは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:04	降下火砕物とかの、そういった自然災害この記載の中に含まれる自然災害っていうのが、112 ページのところで記載していただいているその発生した時に停止を行うっていう、
1:37:19	条件に当てはまるものっていう認識でよろしかったですかね。
1:37:25	四国電力の木村です。ご理解の通りかと思います。
1:37:30	原子炉規制庁の狩野です承知いたしました。そうしましたらそうですね、括弧書きでもいいんですけれども、その環境条件のところに、今言ったような自然災害、環境条件ですね、自然災害等の
1:37:44	ところの括弧書きのところで、先ほどおっしゃっていただいたような想定しているものを記載いただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。
1:37:56	四国電力の木村です自然災害のところの具体的な環境条件というところは、記載を拡充させていただきたいと思います。以上です。
1:38:06	はい。ご検討の方よろしく願いいたします。
1:38:09	私の方からも個別の確認事項については以上になりますけれども他に、規制庁側から確認ありますでしょうか。
1:38:21	はい。そうしましたらこちらの方から確認する事項は以上になりますけれども、
1:38:31	消費電力側からさらにちょっと説明したいというような内容と、なければホワイトボードに移りたいと思いますけれども何かありますでしょうか。
1:38:49	四国電力本店トミオカでございます。こちらからご説明したい内容等は特にございません。
1:38:58	原子力規制庁の仲野です。はい、承知いたしましたそうしましたらそちらの準備がよろしければホワイトボードに移りたいなと思うんですけれども準備の方できてますでしょうか。
1:39:20	少々お待ちください。
1:40:00	東北電力の木村です。そうしましたらまず補正に関するようなところをコメントいただいたところ、
1:40:09	宿題事項をこちらの認識を説明したいと思います。
1:40:15	30 条のところでいただいたコメントで
1:40:22	ペーパーレスアノタング室と、上と下の間の遮へいについて、
1:40:29	コンクリートを土からコンクリートに種修正した経緯等をコメントリストの備考欄等で説明をさせていただきたいと。
1:40:39	いうふうに思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:41	続きまして四条の方ですけれども、地震耐震に関する説明のところ、共振の恐れがある施設。
1:40:54	等としてというところの記載がありましたけれども設計方針のところも含めて、
1:41:01	再稼働の許可を踏まえて、
1:41:04	それに応じた地震力というところの記載をエミ直させていただこうというふうに考えております。
1:41:14	続きまして八条の河西の江藤設計方針のところの、
1:41:21	影響軽減の対策のところ、9、(3)の影響軽減の対策のところでの他の火災区域等というところの記載がちょっと現状の記載ですと、
1:41:34	あまりよくない記載になっておりますので、そのところの記載を見直させていただきたいというふうに考えております。
1:41:42	続きまして12条の安全、当施設の説明につきましても、共用に関する説明の部分につきましても
1:41:52	要領、12号の樹脂の発生をも踏まえて、容量を設定しているというところの記載も踏まえて、記載の見直しを検討させていただきたいというふうに考えております。
1:42:07	まず補正に関係するようなところは以上かと思ってるんですけれども、
1:42:14	四国電力井手です。江藤機に加えまして28条のところなんですけれども、逐条の設計方針のところには管理という言葉を追加して、補足説明資料のところ、実際に管理とはどういうことをやっているかというところを、
1:42:30	補足説明させていただくということのコメントであったと理解しております。
1:42:35	江藤細尾補正関係については以上です。
1:42:39	します。
1:42:43	当町電力トミオカでございます。あと、補正以外のところでいただいた宿題事項の確認をさせていただきます。
1:42:50	他補足説明資料の10ページのところ6条のところなんですけれども、別紙を読み込んでいますところの記載を削除するというところと、あと、
1:43:01	その備考欄に記載してる内容について、事象ごとに網羅的に書かれている表現になってるかっていうところも、ちょっと踏まえまして、記載をちょっと見直しをさせていただこうと考えているところでございます。
1:43:12	下のページ13ページのところで廃液戻り配管括弧交換装置というところの記載について、どういったものかっていうのを説明を追記するようコメントいただきましたので反映をしたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:27	あとさ 14 ページのところ図 5 の中にですね入口配管がどれかというところをお示しするというところを反映したいと考えてございます。
1:43:41	後は、
1:43:44	スターのページで 112 ページのところですけども自然災害との記載について、どういった内容が自然災害なのかっていうところを括弧書きで追記をするというところを反映したいと思います。
1:44:05	あと 170 ページのところ、
1:44:12	真ん中ほどに 3-3 という動きというか誤植がありましたのでそれについて修正をさせていただきます。
1:44:24	補正以外のところの宿題事項としましては以上と認識しております。以上です。
1:45:36	原子力規制庁の仲野です今お示しいただいた項目については問題ないと思っていて 1 点だけ、13 ページのところなんですけれども、
1:45:46	先ほど廃液戻り配管のところナカガワの方からの説明の提供というふうにはヒアリングで確認させていただきましたけれどももし、もしですね早く戻り配管以外の
1:45:58	設備についてもその他のページで読めないようなところがあるのであれば、同様に説明を追記いただければと思います。ちょっとこちらについては検討お願いしたいと思います。
1:46:10	各電力本店トミオカでございます承知いたしました確認して追記が必要と、必要であれば追記を考えたいと思います。
1:46:17	以上です。
1:46:19	原子力規制庁ナカノです。はい、承知いたしました。
1:46:22	確認事項ホワイトボードの確認も含めて以上になりますけれどもこのまでの間で四国電力側から何か説明事項等あれば、
1:46:34	なければそのままスケジュールの花C、今後の動きの話に移りたいと思います。
1:46:42	そこで本店舗ヤダでございます。こちらから説明したい事項等は特にございません。
1:46:51	原子力規制庁、よろしく申し上げます。
1:46:57	私の方からこれからす。じゃあ、今後の話にと思ったんですけど、もし何かお話する事項があれば、
1:47:07	あ、いや、特にないのですいませんがよろしく申し上げます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:12	はい何かアノです承知いたしました。そうしましたら今後なんですけれども、今回のヒアリングを踏まえて補足くうを直していただくとともに補正の申請の、
1:47:23	準備をしていただくことになるかと思えます。で、補正の内容についてまた、
1:47:32	固まりましたらご連絡いただいて、必要があればヒアリングっていうような形になるかなと思えますちょっとそのの日程についてはまた東京支社を通じて上げさせていただければなと思えますので、まずは補正の方針の方について整理、
1:47:46	進めていただければと思えます。
1:47:48	補正の時期等々が見えてきたら、東京支社を通じてちょっと連絡いただければなというふうに思っています。
1:47:57	もしそうですね。ごめんなさい等で補正については今のところ以上ですけれども、まずここまでで何かありますか。
1:48:07	衛藤中国電力本店でございます。特性につきまして、これから我々もちょっと補正の案を作成して
1:48:18	準備していくようになるんですけれども、
1:48:22	そう、そうですねちょっとスケジュール感で我々、1月末に
1:48:31	許可をいただきたいという希望をご提示させていただいてございまして、それをちょっと目指すというところで年内に、
1:48:43	年内にといいますか 12月の中旬頃に補正を出させていただきたいと、いうふうな社内でのイメージを持っていて準備を進めているところで、
1:48:55	ございます。で、社内ですと、その補正の案について、上申をして決定をとっていくという手続きが発生するんですけれども、
1:49:05	その手続きを
1:49:08	にちょっと要する時間を踏まえまして、ちょっと早めにちょっと内容についてご確認をいただきたいという、すいませんちょっと手前があったところはございますけれども希望を持ってございまして、
1:49:21	早ければですねちょっと今日明日ぐらいでちょっと一旦、補正案の方をちょっとお示しさせていただきたいというふうに考えてございますけれども、そういったスケジュール感はいかがでしょう。
1:49:40	あ、規制庁中ですけど、補正案府政案として、
1:49:44	ほそくでもいろいろコメントあったかと思っていて、そこら辺を踏まえての補正かと思っていてですねそこら辺の補正、補足説明資料の
1:49:55	回答、コメント回答みたいなそれはいつぐらいになるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:08	フクヤマ本店でございます。ちょっとお待ちいただけますか。
1:51:13	すいません四国電力本店トミオカでございます。すいませんちょっと補正がございます補足説明資料の反映がについてですねちょっとどれぐらいいの、作業時間でうか、採用可能かというところがちょっとすいません今この担当者全員そろっていないものでして、
1:51:31	ちょっとまた、支社を通じてですねちょっとその辺りご調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
1:51:41	はい。規制庁永井です。それはそれで少し社内で検討していただくとして補正は防いでですね早目に検討していただければそれはそれで、
1:51:51	こちら確認は進めようと思いますが、ちょっと補足も全く関係ないわけでもないの少しそれを踏まえてどういう提示の仕方をするかはちょっと東京支社を通じてまた相談させていただければと思います。
1:52:06	想定いたしました。補足説明資料も
1:52:10	協力反映したものはすぐにお渡しできるように調整考えたいと思います。
1:52:37	原子力規制庁の仲野です。衛藤先ほど補正案についてお示しているふうにおっしゃったと思うんですけども、案についてちょっとこちらが事前に見確認するというような、Cがですねちょっとどうかなっていうところもありますので確認の仕方については
1:52:54	そうですね東京支社を通じてご相談させていただければと思います。
1:52:58	よろしいでしょうか。
1:52:59	職員本店でございます。申し訳ございません。承知いたしました審査を通じてまたあとご相談させていただきたいと思いますよろしく申し上げます。
1:53:09	はい。よろしく願いいたします。
1:53:11	今回のヒアリングに関しまして規制庁の方から確認する事項等々は以上になるとは思いますけど他に何かありますでしょうか。
1:53:22	はい。規制庁の方からはトータルで以上になります。最後に四国電力の方から何かありますでしょうか。
1:53:32	四国電力本店トミオカでございます。こちらからは特にございません。また別途支社を通じてご相談させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
1:53:42	はい、原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。それでは本日のヒアリングは以上としたいと思います。
1:53:50	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。